安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度のご案内

町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修および除却工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

募集期間　令和７年４月１日（火）　～　９月３０日（火）
上記期間内に先着順で申請を受け付けます。
また予算額に達した場合は、募集期間前に終了する場合があります。

対象住宅　昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅
建築基準法その他関係法令に違反していないこと

対象者　町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人
町に納付すべき町税等を滞納していないこと

補助金の額

耐震診断　耐震診断に係る経費の２／３（上限　８９，０００円）
補強設計　補強設計に係る経費の２／３（上限１００，０００円）
耐震改修工事　耐震改修工事に係る経費の２３％（上限８２２，０００円）
※外壁・屋根・断熱等の付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象になります。ただし、従前と同等の仕様であることが条件になります。
除却工事　除却工事に係る経費の２３％（上限８２２，０００円）
※耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断された場合のみ対象となります。

その他　耐震診断を行う者は建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録しているものまたは耐震改修促進法施行規則第５条第１項各号に掲げる耐震診断資格者である必要があります。

申請書類　安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書（様式第１号）
住民票の写し、登記事項証明書（建物）、納税証明書
位置図、配置図、平面図等、見積内訳書
耐震診断報告書（様式第２号）※補強設計、耐震改修工事、除却工事を行う場合
改修計画書（様式第３号）※耐震改修工事を行う場合
外観写真２面以上 ※除却工事を行う場合

申請･問合せ　建設課施設グループ（総合庁舎）☎㉒2516